

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成20年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

- 1 第2期障害福祉計画の作成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について・・・・・・・・ 11
- 3 特別児童扶養手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 心身障害者扶養保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 特別障害給付金制度の周知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 障害者保健福祉推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

<企画課監査指導室>

- 1 平成20年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について・・・・・・・・ 21
- 2 平成20年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について・ 23

<企 画 課>

第2期障害福祉計画の作成に向けて

- 平成21年度から、第2期計画がスタートする。
- 第1期計画の策定の際は、障害者自立支援法の施行业務などと重なり、必ずしも十分な検討ができなかった地方公共団体も多いと推測される。
- 第2期計画においては、次のような基本的方向に向けて、現状把握と分析を十分に進めることが望まれる。

1 サービスの基盤整備につなげる

サービス量を機械的に見込むのではなく、

- ①各地域のかかえる問題は何かを把握・分析した上で、
- ②これを解決するために、どのようなサービスが必要かを明らかにし、
- ③それを実現するための基盤整備量(事業所数等)を、できる限り具体化する。

2 都道府県が市町村と協働して「圏域」単位のサービス基盤を考える

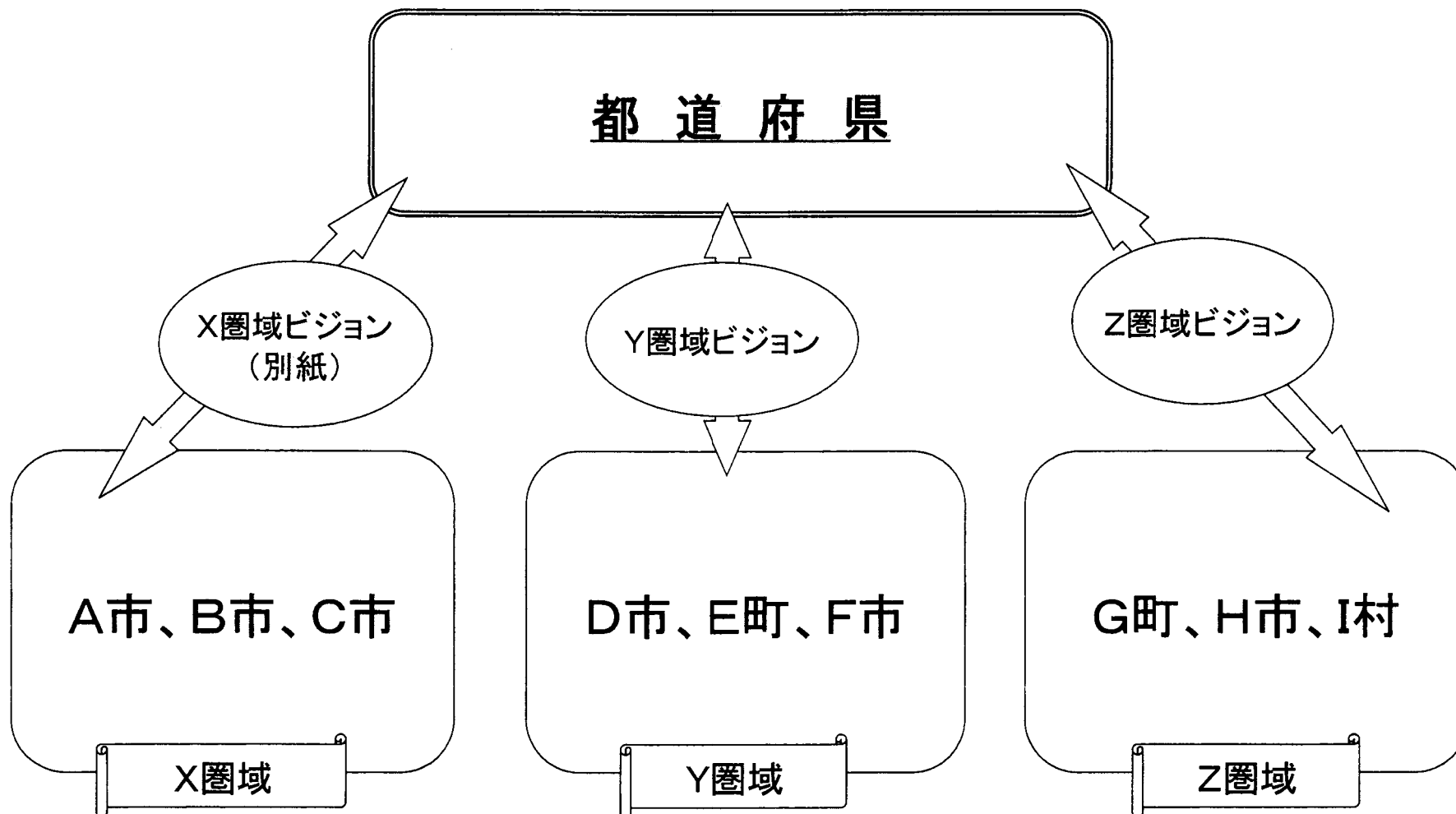
- 入所施設や精神科病院との関係を考えていく場合、一般に市町村単位では狭すぎる一方、都道府県単位では広すぎる。
- このため、第2期計画では、「(障害保健福祉)圏域」単位での入所(入院)・居住・通所・居宅サービスの現状を明らかにするとともに、地域移行に必要なサービス基盤の必要量を明らかにする。

3 個々の障害者に対してサービス相互が有機的につながる仕組みを考える

- サービス基盤が整備されるだけでなく、それが個々の障害者の状態や置かれている環境、更にはその希望も踏まえて、総合的に提供される必要がある。
- このため、相談支援体制の強化、保健・福祉・教育・労働などを横断する自立支援協議会の設置とその活用についても、できる限り具体化する。

(障害保健福祉)圏域のイメージ

○ 圏域については、2次医療圏なども踏まえながら、入所(入院)・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定。



障害保健福祉圏域のビジョン（人口30万人の場合）

別紙



障害福祉サービス給付 20.6億円(注5)
 自立支援医療給付 6.0億円(注6)
 精神及び行動の障害に係る医療費
 43.4億円(注7)

総人口：30.0万人
 高齢者（65歳以上）：6.4万人(注1)
 身体障害者：1.1万人(注2)
 知的障害者：0.2万人(注3)
 精神障害者：0.7万人(注4)

介護保険給付：153億円(注8)
 国民医療費：762億円(注9)



居住系

平成18年度

○入所：405人(注10)
 知的：259人(注11)
 重心：26人(注12)
 その他：120人(注13)

○精神科病院
 811床(注14)

○GH等：86人(注15)
 13か所

○公営住宅（H17）
 5,042戸(注16)

平成23年度

【地域へ】
 44人
 (10.9%)

【地域へ】
 86人
 (10.6%)

185人
 28か所
 (2.2倍)

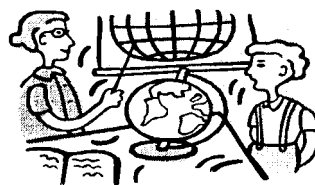
学校

小学校：52校(注17)

中学校：25校(注18)

特別支援学校等在校生：249人(注19)

中学部卒業者 <平成23年度>
 18人(注20) → 20人
 高等部卒業者 <平成23年度>
 33人(注21) → 39人



日中活動系

平成18年度

○ヘルパー
 152人(注22)

○日中活動：265人(注23)
 12か所(注24)

○全雇用者
 102,861人(注25)
 うち障害者
 1,141人(注26)
 うち福祉施設から
 5人

平成23年度

ヘルパー
 251人
 (1.7倍)

日中活動
 343人分
 16か所
 (1.3倍)

全雇用者 ○人
 うち障害者 ○人
 うち福祉施設から
 21人
 (4.2倍)



※(注)は、別添参照

○ 総人口約1億2800万人に対する圏域人口30万人の割合を基礎として、算出。

(注 1)総務省推計人口による65歳以上人口
2,772万人(平成20年2月)

(注 2)福祉行政報告例(平成18年度)の身体障害者手帳交付台帳搭載数4,895,410人

(注 3)同上の療育手帳交付台帳搭載数727,853人

(注 4)平成17年患者調査の精神障害者全数
302.8万人

(注 5)平成19年度予算4,473億円より算出

(注 6)平成19年度予算1,313億円より算出

(注 7)平成17年度国民医療費1兆8,863億円

(注 8)平成19年度予算6兆6,691億円

(注 9)平成17年度国民医療費33兆1,289億円

(注10)社会福祉施設等調査(平成18年)176,002人

(注11)同上112,512人

(注12)同上11,215人

(注13)同上52,275人

(注14)医療施設(動態)調査(平成18年)352,437床

(注15)平成19年3月実績37,499人

(注16)国土交通省調べ219.2万戸(平成17年度末)

(注17)平成19年学校基本調査(文部科学省)平成19年5月1日現在22,693校

(注18)同上10,955校

(注19)同上108,173人(在学者数)

(注20)同上7,680人(平成19年3月)

(注21)同上14,284人(平成19年3月)

(注22)社会福祉施設等調査(平成18年)66,088人

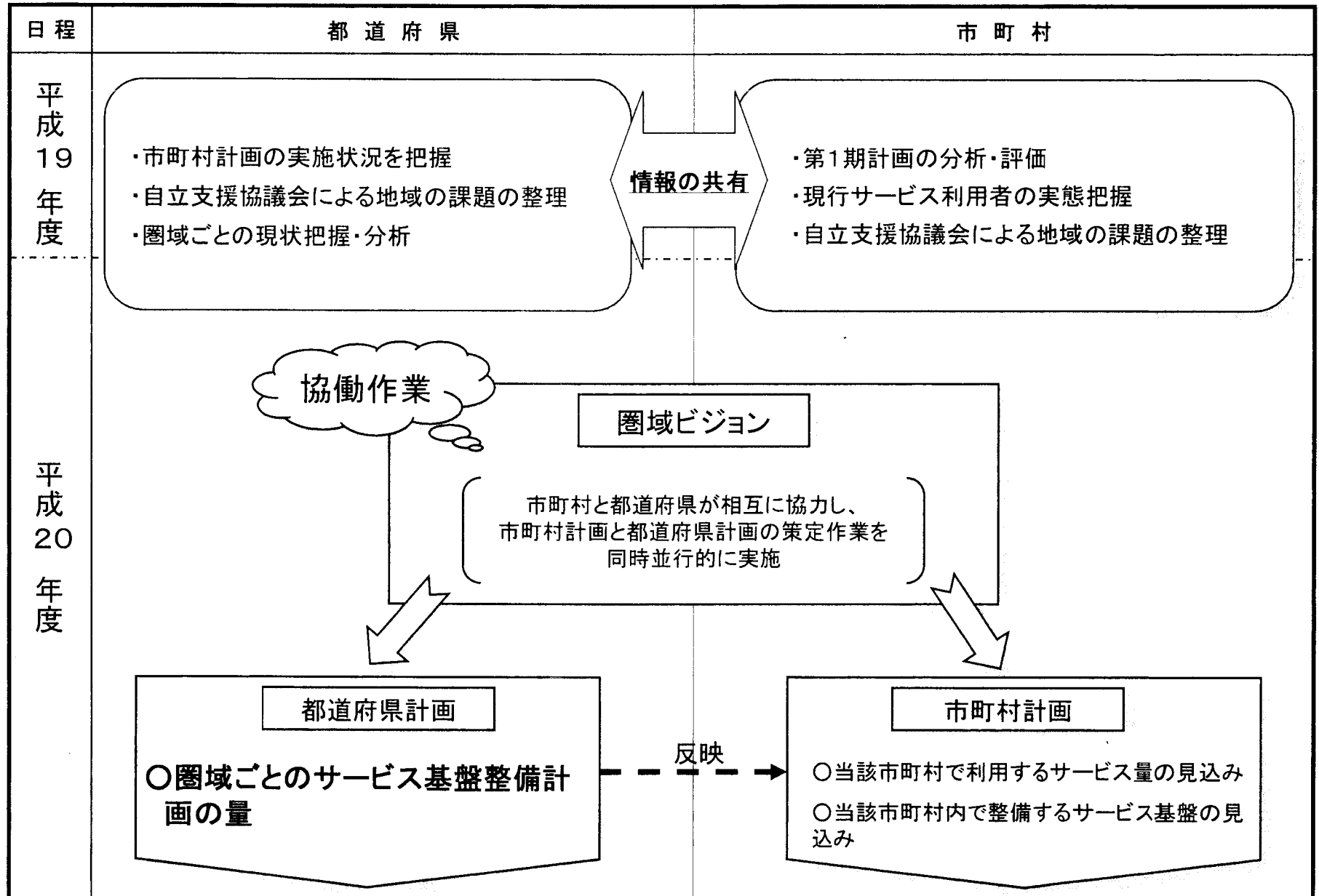
(注23)同上115,031人

(注24)同上5,267か所

(注25)毎月勤労統計調査(平成19年12月)
44,722,000人

(注26)平成15年度障害者雇用実態調査496,000人

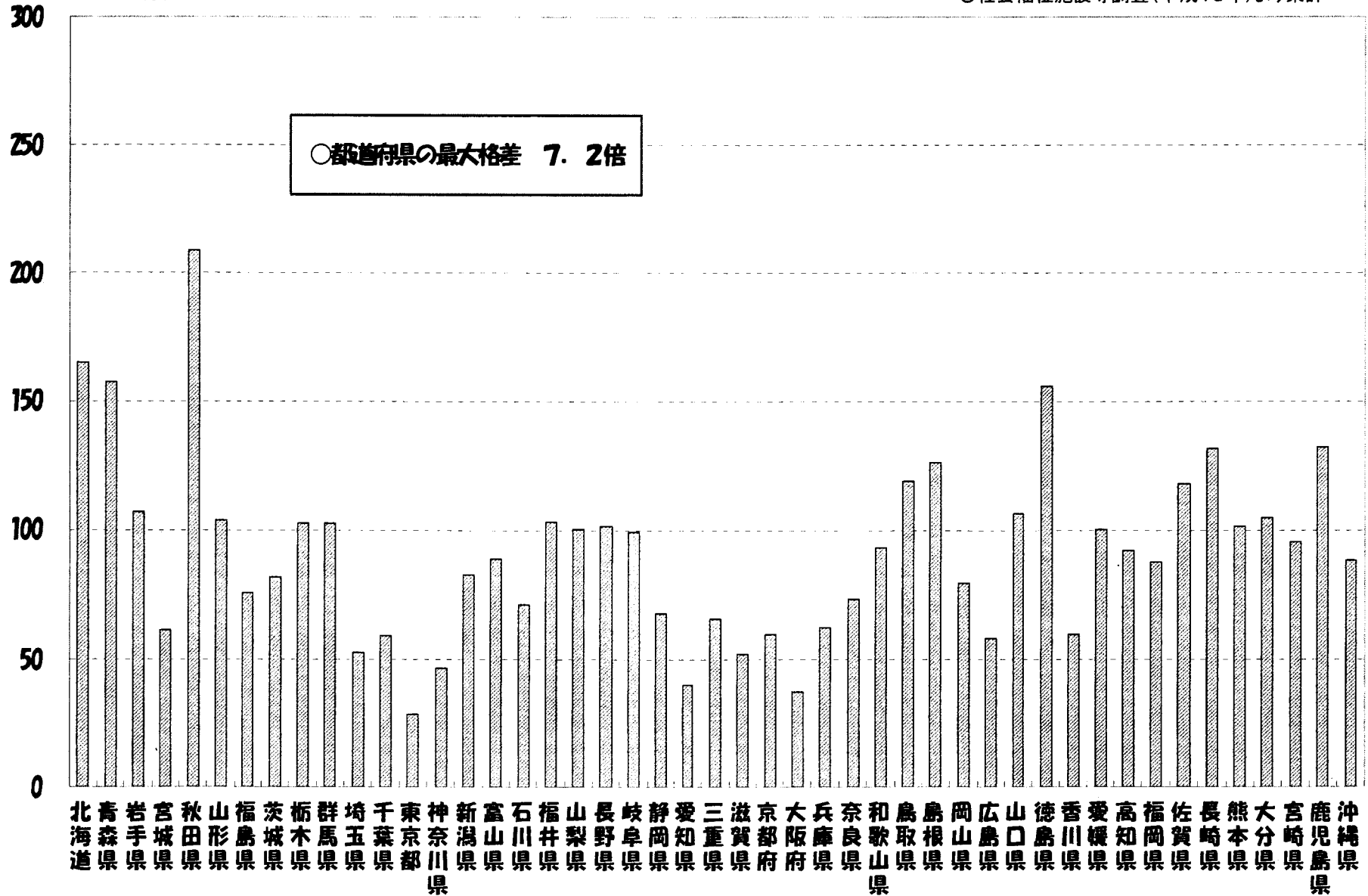
第2期障害福祉計画のスケジュール



障害福祉サービス供給量の都道府県別比較【知的入所更生（平成18年度）】

人/10万人

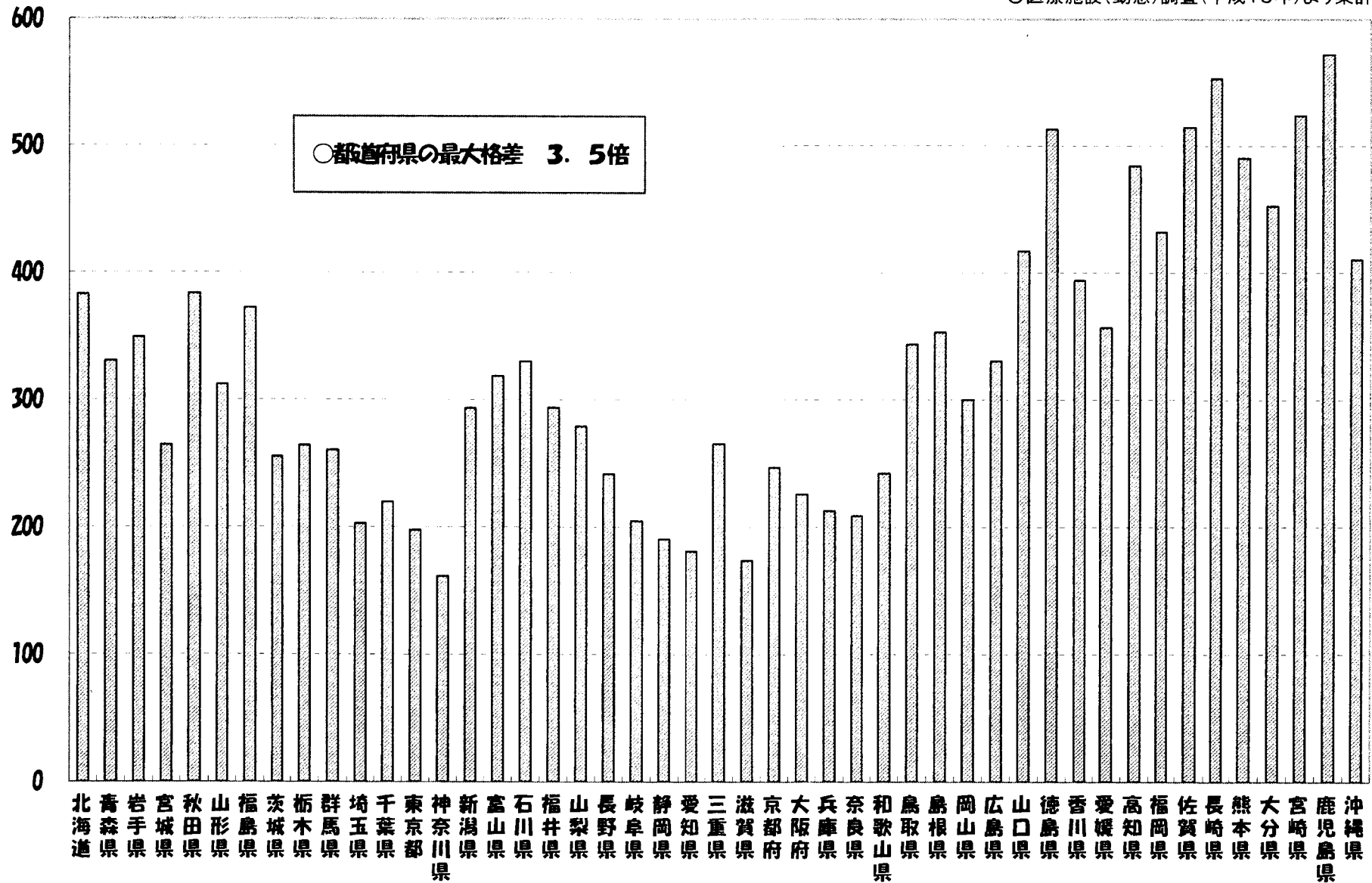
○社会福祉施設等調査(平成18年)より集計



【精神病床の都道府県別比較（平成18年度）】

床/10万人

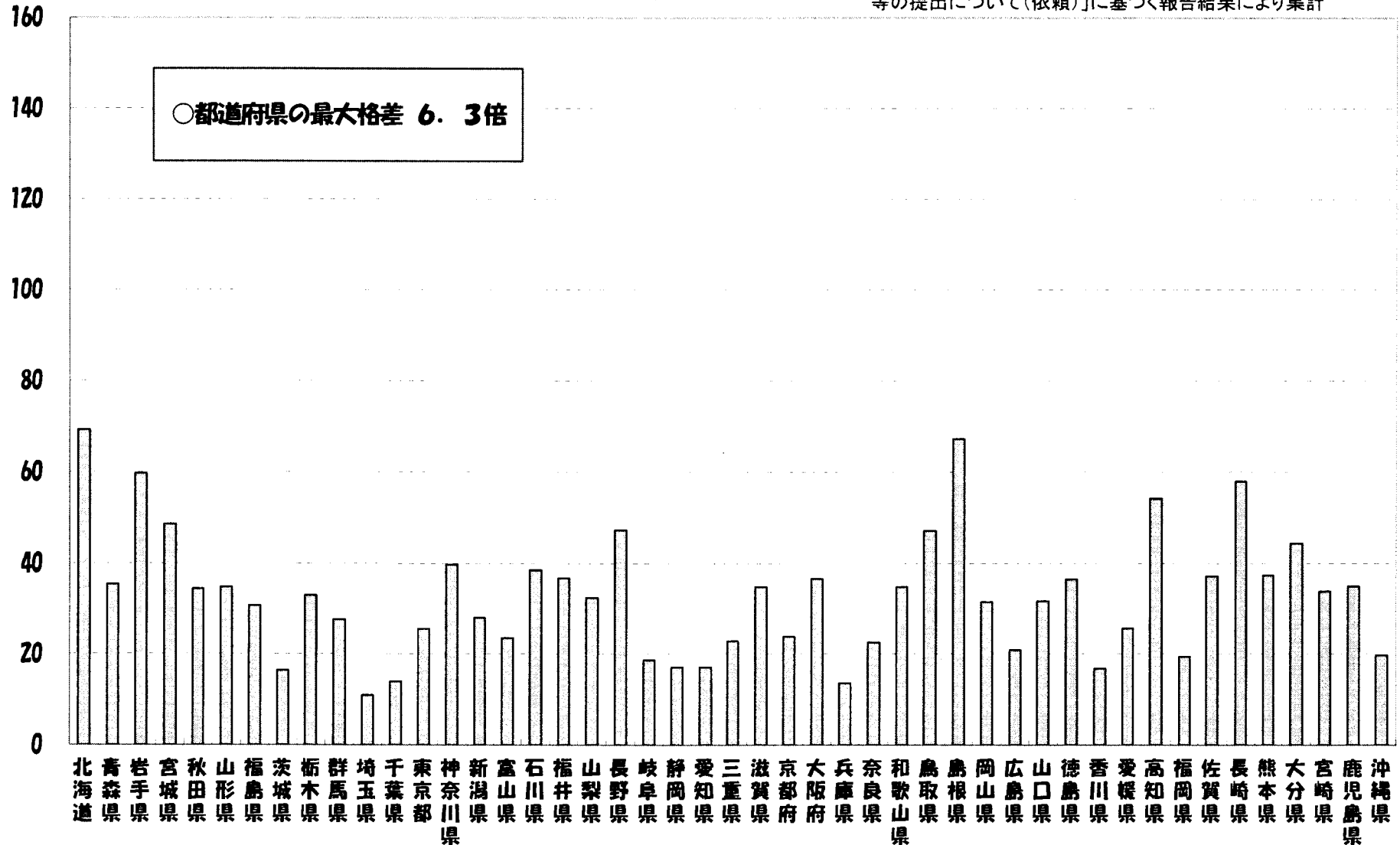
○医療施設(動態)調査(平成18年)より集計



障害福祉サービス供給量の都道府県別比較 【グループホーム・ケアホーム（平成18年度）】

人分/10万人

○平成19年4月11日付事務連絡「障害福祉計画にかかる報告等の提出について(依頼)」に基づく報告結果により集計



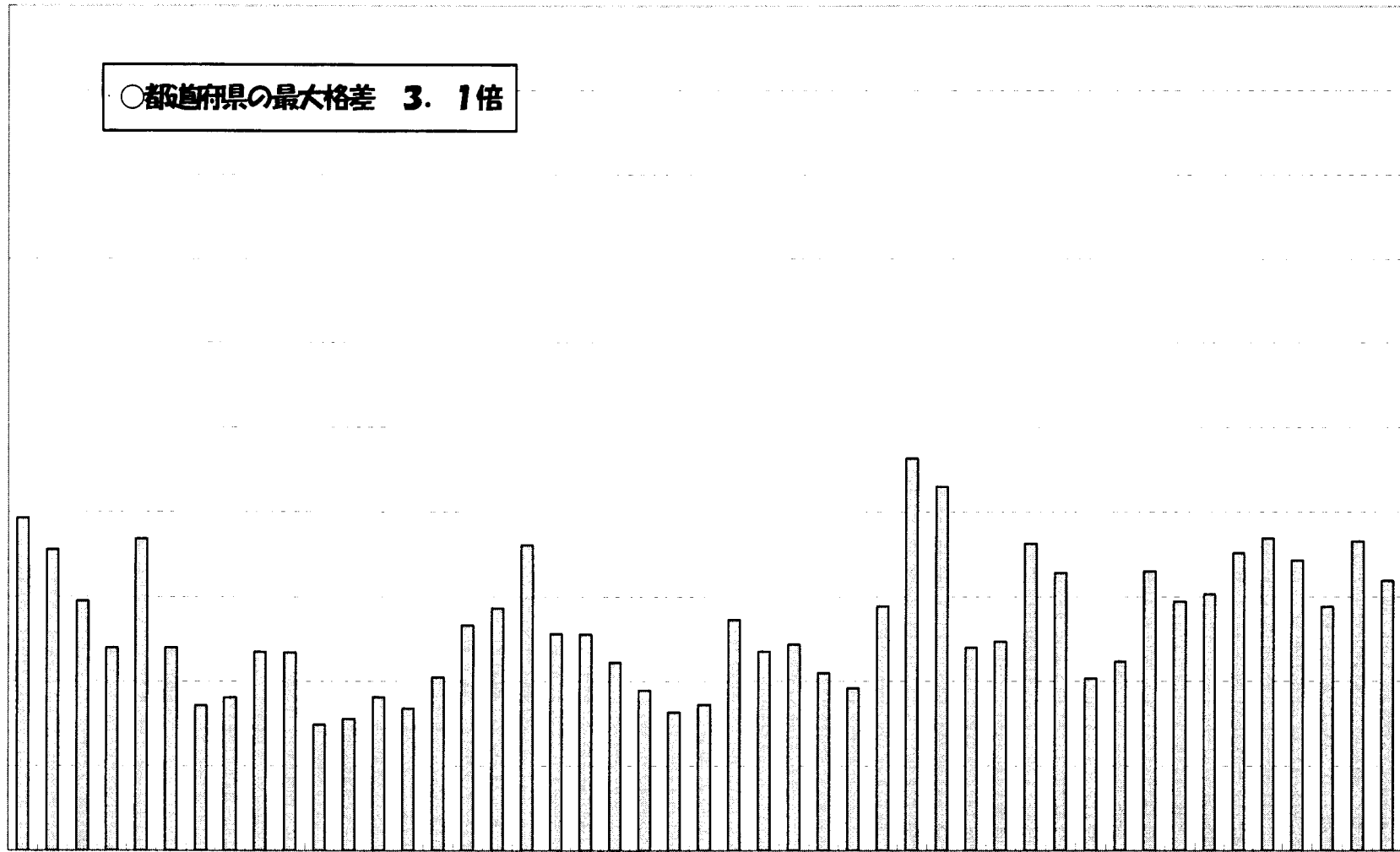
障害福祉サービス供給量の都道府県別比較【通所系（平成17年度）】

○平成19年4月11日付事務連絡「障害福祉計画にかかる報告等の提出について(依頼)」に基づく報告結果により集計

人日分/10万人

20,000
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0

○都道府県の最大格差 3.1倍

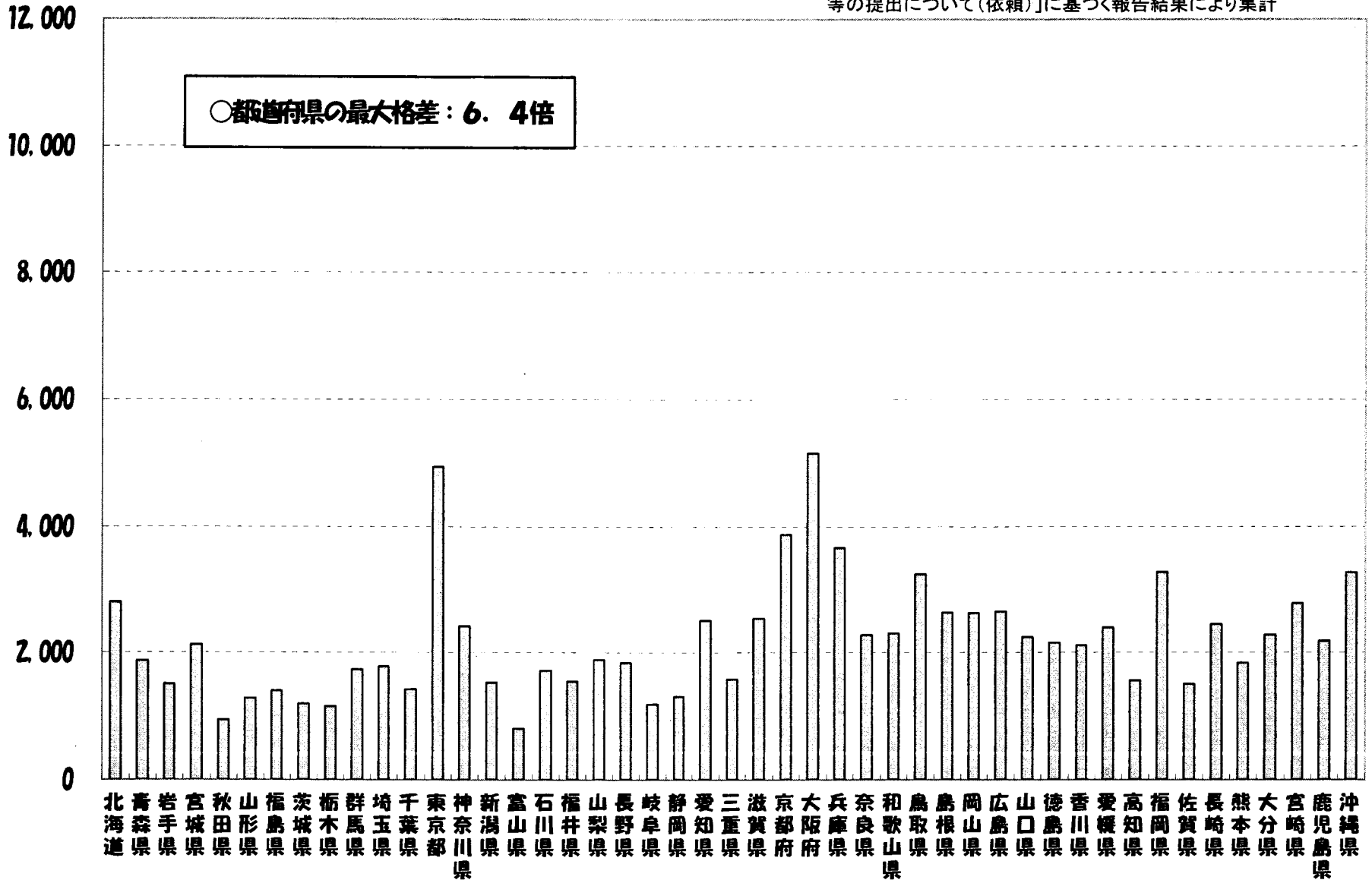


北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

障害福祉サービス供給量の都道府県別比較【訪問系（平成18年度）】

時間/10万人

○平成19年4月11日付事務連絡「障害福祉計画にかかる報告等の提出について(依頼)」に基づく報告結果により集計



2 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、10年目を迎えている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いしたい。

また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

さらに、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成19年度事業実績報告及び平成20年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となる予定である。

	18年度		19年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,340円	→	2,360円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,461円	→	1,466円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ① 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間(2ヶ月以上)に及んでいる事例
- ② 障害程度の認定事務にあたり
 - イ 特別児童扶養手当において、障害程度認定基準の適用について、総合的判断により障害を認定した場合に判断理由を明確に記録していない事例
 - ロ 特別障害者手当等において、医学的専門的判断を必要とする場合に、医師による審査が行われずに認定している事例
- ③ 有期再認定の際の額改定事務において、
 - イ 増額改定の場合に、受給者が額改定請求書の提出を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
 - ロ 減額改定又は受給資格喪失の場合に、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ④ 2年以上連続して所得限度額を超え支給停止になる場合は、所得状況届の提出義務がないにもかかわらず、所得状況届の提出を求めている事例
- ⑤ 児童の死亡や施設入所により債権発生しており、特にその過払い期間が1年以上の長期にわたる事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うようお願いする。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底をお願いしたい。

(5) 特別児童扶養手当支払事務について

郵政民営化に伴い、平成19年10月から厚生労働省において支払事務を行うこととなったが、都道府県から提出されるデータに口座名義等の不備があるため支払不能が発生しているところである。今後、振込先を適切に確認すること等により支払不能の再発防止に努めていただくようお願いしたい。

●支払不能発生原因の主な例

- ① 口座名義相違
 - ・婚姻等により姓が変更になったが口座名義が旧姓のまま
 - ・受給者の口座ではなく子どもや配偶者等受給者以外の口座番号を登録
- ② 該当口座なし
 - ・振込先口座申出書からシステムへの入力ミス
- ③ その他
 - ・振込手続きのできないゆうちょ銀行の「通常貯蓄貯金」の口座を登録

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成20年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000	
平成19年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000	

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の等級	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成20年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000	
平成19年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000	

4 心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成8年の改正以降、①近年の運用利回りの低下、②障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加などにより、将来の年金の支払いが不可能になる恐れが生じているため、平成19年3月、外部有識者等からなる「心身障害者扶養保険検討委員会」を設置・検討し、9月に「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、所要の見直しを行うこととした。（「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」については、厚生労働省HP参照）

制度の見直しについては、現在のところ、新たに本制度に加入することとなる東京都を含め27の自治体において既に条例改正が行われたところであるが、引き続き、制度改正に係る円滑な事務処理についてご協力方お願いしたい。

なお、今回限りの特例措置として、平成20年3月12日（水）までに独立行政法人福祉医療機構に保険対象加入者等追加申込書を提出し、加入の承諾がなされた者については、平成20年3月31日（月）を加入日とする特例的な取扱いを行うこととしたところである。（平成19年10月30日障企発第1030006号）

5 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されている。本制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により各都道府県民生主管部局長あて依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

平成20年度支給額

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額50,000円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額40,000円

(別添)

障企発第 0807001 号
平成 18 年 8 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成 16 年法律第 166 号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成 18 年 5 月 12 日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考 1、2 の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

（周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

6 障害者保健福祉推進事業について

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。このため、障害者の自立支援の充実のための先駆的、試行的な取組に対して本事業により助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

(1) 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための先駆的、試行的な取組に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

(3) 事業の区分

○ 障害者自立支援調査研究プロジェクト

障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組について、幅広く対象とする。

なお、平成20年度においては、特に次のテーマに関する事業実施の提案について優先的に採択を行うこととしている。

- ア 新体系ビジネスモデル研究事業
- イ 新体系サービスの質の向上を目指した研究開発事業
- ウ 相談支援の機能強化を図るための調査研究事業
- エ 自立支援協議会運営活性化推進事業
- オ 障害者の地域生活移行を推進するための調査研究事業
- カ 発達障害者の地域支援を効果的に行うための調査研究事業
- キ 精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業
- ク 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- ケ 地域生活支援事業等の効果的な実施方法の推進及び今後のサービスのあり方に関する調査研究事業
- コ 利用人員が10人に満たない小規模作業所の新体系への移行に向けた体制整備を図るための調査研究事業

- サ 福祉用具（支援機器）の開発及び機器の使用による支援のあり方に関する調査研究事業
- シ 情報コミュニケーション支援のあり方のための調査研究事業
- ス 障害者の芸術文化活動の普及と作品の評価向上に関する調査研究事業
- セ 災害等緊急時の障害者支援の充実、強化に関する調査研究事業

(4) 補助基準額等

① 補助基準額

1事業当たり 2,000万円以内を基本とする。

ただし、事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

② 補助率

定額10/10相当

(5) 留意事項

事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

ア 単年度で終了しない事業

イ 前年度からの継続事業（新たに展開する部分があれば、当該部分に限り対象となりうる。）

ウ 自立支援給付費、地域生活支援事業費その他の補助制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止（又は一般財源化）された事業並びに地方自治体の単独事業で実施していた事業

エ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業

オ 事業の大部分が設備、備品購入費等である事業（建物の改修費等の経費は補助対象とならない。）

カ 営利を目的とする事業

(6) 執行スケジュール

平成20年2月26日	実施協議の通知
3月24日	実施協議の締め切り
4月上旬	実施要綱の通知
5月中旬	評価のための委員会開催
6月上旬	採択・内示

1 平成20年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号～障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考として、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

都道府県・指定都市並びに中核市においては、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施に当たって、指定事業者等による法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導をできる限り現地に行うようご配慮をお願いしたい。また、管内市町村に対しては適切な支給決定などに重点を置いた指導をお願いしたい。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」）を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

イ 平成20年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等の確保。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認の徹底。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況を見ると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づかずに認定している事例が依然として認められるので、障害程度認定基準に基づく的確な認定。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についての周知徹底。

(3) 精神科病院に対する実地指導について

精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院

者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう適正かつ効果的な実地指導をお願いしたい。

2 平成20年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく支給事務等の実地指導について

障害者自立支援法に関する実地指導については、平成20年度から実施することとしているが、実地指導の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、後日通知する予定である。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び感染症法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成20年度においても、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の実地検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病床の利用状況
- ウ 精神科病院の实地指導及び实地審査状況
- エ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- オ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求等の処理状況
- カ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- キ 精神科病院に対する实地指導等の实地検証

3 その他

平成19年度特別児童扶養手当等に係る指導監査の実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

平成20年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [24]</p> <p>宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県</p> <p>東京都 神奈川県 長野県 岐阜県</p> <p>静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府</p> <p>兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県</p> <p>島根県 岡山県 香川県 福岡県</p> <p>佐賀県 長崎県 大分県</p> <p>(指定都市) [9]</p> <p>札幌市 さいたま市 横浜市 新潟市</p> <p>大阪市 堺市 神戸市 広島市</p> <p>北九州市</p> <p>[合計 33]</p>	<p>(注)</p> <p>1 平成19年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成20年度において追加して実施する場合がある。</p>